平成28年4月1日から、補聴器条件の方(※)が、第二種

めんきょ しゅとく 免許を取得できることになりました

※ 補聴器を使用すれば、両耳の聴力が10メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が 電こえる、運転免許証の免許の条件等の欄に「補聴器」の条件が付されている方

ほちょうきじょうけん かた しゅとく 補聴器条件の方が取得できる免許の種類について

^{めんきょ しゅるい} 免許の 種類		へいせい ねん がつ にち 平成28年3月31日まで	へいせい ねん がつ にちいこう 平成28年4月1日以降
第一種免許 ^{だいいっしゅめんきょ}	_{おおがためんきょ} 大型免許	•	•
	^{ちゅうがためんきょ} 中 型 免 許	•	•
	^{ふつうめんきょ} 普 通免 許	•	•
	^{おおがたとくしゅめんきょ} 大型特殊免許	•	•
	ぉぉがたじどうにりんめんきょ 大型自動二輪免許	•	•
	ゝっぅじどうにりんめんきょ 普通自動二輪免許	•	•
	こがたとくしゅめんきょ 小型特殊免許	•	•
	げんつきめんきょ 原付免許	•	•
	けんいんめんきょ 牽引免許	•	•
第二種免許	^{おおがただいにしゅめんきょ} 大型第二種免許	×	•
	ちゅうがただいにしゅめんきょ 中 型 第二種免許	×	•
	ネッラだいにしゅめんきょ 普通第二種免許	×	•
	ままがたとくしゅだいにしゅめんきょ 大型特殊第二種免許	×	•
	けんいんだいにしゅめんきょ 牽引第二種免許	×	•